

広島県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次の保安林の指定施業要件を変更したが、森林所有者が知れないため（森林所有者の所在が不明なため）、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を三原市役所の掲示場に掲示した。

令和四年一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名 |                  |
|------------------------------------------|------------------|
| 所 在 場 所                                  | 所有者（登記簿上の所有者）の氏名 |
| 三原市須波町一〇一九八                              | 井藤 重作            |
| 三原市須波町一〇一九九                              | 井藤 一翁            |
| 三原市須波町一〇二三九                              | 藤井 俊彦            |
| 三原市須波町一〇二四〇                              | 児玉 忠雄            |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二一の二、字内山甲一〇四八四の一           | 山品 カズコ           |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二七の一                       | 下川 孝美            |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二一の二                       | 新宅 俊三            |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二一の二                       | 中森 源也            |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二二の一                       | 新宅 タエ子           |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二五の一、一〇二二六の一               | 金川 甫             |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二七の一                       | 西小森 松生           |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二九の一                       | 石原 惣八            |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二九の一                       | 石原 喜太郎           |
| 三原市幸崎町能地字大山一〇二二九の一                       | 山田 サチコ           |
| 三原市幸崎町能地字横木一〇二三七、一〇二三八、一〇二二九の一           | 濱田 三和子           |

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 三原市幸崎町能地字横木一〇二四一の一、一〇二四二の一 | 波止元 哲清 |
| 三原市幸崎町能地字横木一〇二四三、字内山一〇四七七  | 中山 信弘  |
| 三原市幸崎町能地字横木一〇二四七の一         | 内方 定   |
| 三原市幸崎町能地字横木一〇二五九           | 石原 義信  |
| 三原市幸崎町能地字礪之山一〇三〇九          | 大村 元次郎 |
| 三原市幸崎町能地字大番一〇三五六           | 笠上 晃夫  |
| 三原市幸崎町能地字内山一〇四七〇の二、一〇四七〇の六 | 西 勝    |
| 三原市幸崎町能地字内山一〇四七〇の五         | 古川 敏章  |
| 三原市幸崎町能地字内山一〇四七四、一〇四七五     | 水野 満   |
| 三原市幸崎町能地字内山一〇四七八の二         | 田中 清三  |

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法  
変更しない。

- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。)